8　津波に関する防災上必要な教育及び訓練の実施等
　国及び地方公共団体は、津波について防災上必要な教育及び訓練、防災思想の普及等に努めなければならないこととした。（第七条関係）
9　地域において想定される津波による被害についての周知等
　都道府県及び市町村は、津波により浸水する範囲及びその水深を住民に周知するに当たっては、7の予測の結果を活用するとともに、印刷物の配布のほか予測される被害を映像として住民に視聴させること等を通じてより効果的に行うよう努めなければならないこと等とした。（第八条関係）
10　津波からの迅速かつ円滑な避難を確保するための措置
　国及び地方公共団体は、津波に関する予報又は警報及び避難の勧告又は指示が的確かつ迅速に伝達され、できる限り多くの者が、迅速かつ円滑に避難することができるようにするために必要な体制の整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと等とした。（第九条関係）
11　津波対策のための施設の整備等
　国及び地方公共団体が、津波対策に係る施設の整備等において、特に配慮して取り組むべき事項等について定めた。（第一〇条関係）
12　津波対策に配慮したまちづくりの推進
　都道府県及び市町村は、まちづくりを推進するに当たっては、津波対策の推進に配慮して取り組むよう努めなければならないこととした。（第一一条関係）
13　危険物を扱う施設の津波からの安全の確保
　国及び地方公共団体は、産業との調和に配意しつつ、石油類、火薬類、高圧ガス、核燃料物質その他の危険物を多量に扱う施設の津波からの安全の確保に努めなければならないこととした。（第一二条関係）
14　災害復旧及び災害からの復興に当たっての配慮
　(一)　災害復旧に関する国の制度は、津波による被害からの復旧にも十分配慮されたものでなければならないこととした。（第一三条第一項関係）
　(二)　国及び地方公共団体は、津波により被害を受けた地域の復旧及び復興に当たり、当該地域の産業の復興及び雇用の確保に特に配慮するよう努めなければならないこととした。（第一三条第二項関係）
15　津波対策に関する国際協力の推進
　国が、津波による被害の発生を防止し、又は軽減するための国際協力の推進について、特に配慮して取り組むべき事項について定めた。（第一四条関係）
16　津波防災の日
　国民の間に広く津波対策についての理解と関心を深めるようにするため、津波防災の日を設けることとし、それを、一一月五日とすること等とした。（第一五条関係）
17　財政上の措置等
　(一)　国は、津波対策の推進に関する施策を実施するため必要な財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとすることとした。（第一六条第一項関係）
　(二)　国は、都道府県又は市町村が、津波により浸水する範囲及びその水深その他地域において想定される津波による被害について、津波の規模及び津波対策のための施設の整備等の状況ごとに複数の予測を行う場合又はその内容を住民に視聴させるための映像を作成する場合には、必要な財政上の援助を行うものとすることとした。（第一六条第二項関係）
18　その他
　(一)　17の(二)は、平成二九年三月三一日限り、その効力を失うこととした。（附則第一条第二項関係）
　(二)　政府は、速やかに、津波避難施設の適切な配置、構造及び規模並びに運用の方法、津波避難施設への迅速かつ円滑な移動の確保のために必要な措置等の検討を踏まえ、津波避難施設、津波避難施設への避難路及び誘導のための設備等の整備の促進を図るために必要な財政上及び税制上の措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることとした。（附則第二条第一項関係）
　(三)　政府は、この法律の施行後三年を目途として、東日本大震災の検証等を踏まえ、津波対策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることとした。（附則第二条第二項）
　(四)　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇**スポーツ基本法**（法律第七八号）（文部科学省）

1　総則
　(一)　この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）
　(二)　スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならないこと等、スポーツに関し、基本理念を定めることとした。（第二条関係）
　(三)　スポーツに関し、国及び地方公共団体の責務、スポーツ団体の努力等について定めることとした。（第三条～第七条関係）
　(四)　政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならないこととした。（第八条関係）

2　スポーツ基本計画等
　(一)　スポーツ基本計画
　文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならないこととした。（第九条関係）
　(二)　地方スポーツ推進計画
　都道府県及び市町村の教育委員会（その長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた特定地方公共団体にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとすることとした。（第一〇条関係）

3　基本的施策
　(一)　スポーツの推進のための基礎的条件の整備等について、指導者等の養成等、スポーツ施設の整備等、学校施設の利用、スポーツ事故の防止等、スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決、スポーツに関する科学的研究の推進等、学校における体育の充実等の施策を定めることとした。（第一一条～第二〇条関係）
　(二)　多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備について、地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等、スポーツ行事の実施及び奨励等の施策を定めることとした。（第二一条～第二四条関係）
　(三)　競技水準の向上等について、優秀なスポーツ選手の育成等、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会、国際競技大会の招致又は開催の支援等、ドーピング防止活動の推進等の施策を定めることとした。（第二五条～第二九条関係）

4　スポーツの推進に係る体制の整備
　(一)　スポーツ推進会議
　政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとすることとした。（第三〇条関係）